

さぬき市内の保育施設等における気象情報等発表及び避難情報発令時の対応ガイドライン

1.目的… 台風や集中豪雨による災害発生、または災害の発生の恐れがある場合、保育施設等には、子どもや保育従事者の生命と身体の安全を守るため早急な対応が求められます。そこで、さぬき市内において避難情報が発令された場合、保育施設等の対応について、以下のように定めます。

2.対象施設… 市内公私立保育所(園)、認定こども園(2.3号認定)

警戒レベル	防災気象情報等	市からの情報	休園基準	保育所等の対応基準		市民に求める行動
				開所前(登所前)	開所中(保育中)	
5	大雨特別警報 土砂災害警報 氾濫発生情報 など	緊急安全確保	臨時休園	・臨時休園とする。 ・市から保育施設等へ連絡をし、保育施設等から保護者へ知らせる。 ＊午前6時時点で市からの情報及び気象情報がともに発表発令中もしくは午前6時から開園時刻までの間に発表発令された時。 (例) 前日等から警報の発表が予想される場合は、事前に臨時休園の可能性を保護者に周知する。	・子どもが降所(園)後に臨時休園とする。 ・保護者に速やかなお迎えを依頼する。状況の連絡に努める。 ・原則、事前に保護者に周知している避難場所へ子どもを速やかに避難する。ただし、保育施設等が安全と判断した場合は、その場所で保護者の迎えを待つ。	・すでに災害が発生または切迫している状況。 ・安全な避難ができず、命が危険な状況。 ＊緊急安全確保の発令を待ってはけません!
4	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 など	避難指示	臨時休園			・危険な場所から全員避難。 ・避難することでかえって危険と判断される場合は、近隣の安全な場所や建物内のより安全な部屋へ避難する。
3	大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報 など	高齢者等避難	臨時休園			・危険な場所から高齢者等(避難に時間を要する人)は、避難開始。 ・それ以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難を開始するタイミング。
2	大雨注意報 洪水注意報 など		開園		・自らの避難行動(避難経路・避難場所)を確認。	
1	早期注意情報		開園		・災害への心構えを高める。 ・防災気象情報等の最新情報に注意する。	

★ 警戒レベル4までに必ず避難をする!!!